

全期前納報奨金制度廃止のお知らせ

○平成22年度から市県民税（普通徴収）、固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止いたします。

この制度は、「税收の早期確保」や「自主納税意欲の向上」を図ること等を目的として創設されましたが、昨今の厳しい財政運営等を踏まえ、浦添市では平成22年度から全期前納報奨金制度を廃止することになりました。

廃止の主な理由としましては、「長年にわたる納税者の皆様のご協力により、当初の目的が達成されていること」、また、「行財政改革の一環として経費節減が図られ、その財源を市民サービスの向上に活用できること」によるものです。これまで、この制度により納税にご協力をいただきました皆様には、心よりお礼を申し上げますとともに、制度廃止へのご理解とご協力をお願いいたします。

※口座振替により「全期前納」されている方が、「期別納付」へと変更するには手続が必要となります。

対象の方には関係書類を送付いたしますので、必要事項を記載の上、納税課までご返信ください。

なお、変更の手続を行わない方は、これまでどおりの方法で納付していただくこととなります。

※制度廃止後も、これまでと同様に納付書又は口座振替にて全期前納（一括納付）をすることができます。

問い合わせ 納税課管理係 内線2312

ウォーカーの祭典

第9回

参加申込受付中

うらそえツデーマーチ

先着3,000名様にウォーキンググッズをプレゼント!!※大人の方のみ対象

てだこウォーク2010

開催日：平成22年2月6日(土)・7日(日)

メイン会場：浦添市民体育館（浦添運動公園内）

申込締切

平成22年1月29日(金)まで

※ただし、電子メールでの申込みは1月24日(日)必着

参加費

大人 1日参加：1,000円 2日参加：1,500円
小中高生 100円（2日参加可） 幼稚園以下無料

参加資格

健康な方であれば、どなたでも参加できます。
※小学生以下は保護者同伴での参加となります。
※障がい者の方で介助が必要な方は、介助者同伴でご参加ください。

免責事項

参加者は十分に体調を整えてご参加ください。万が一事故が発生しても、全国市長会市民総合賠償保障保険の範囲内及び応急処置以外の責任は負えませんのでご了承ください。

日程

2月6日(土)			2月7日(日)		
コース	出発式	スタート	コース	出発式	スタート
30km	7:30	8:00	42.195km	7:00	7:30
20km			20km	8:00	8:30
10km	9:00	9:30	10km	9:30	10:00
5km①	10:30	11:00	5km	11:00	11:30
5km②	11:30	12:00			

※2月6日(土)5kmは参加者多数のため、2回に分けて出発します。

申込方法

①直接申込み

参加申込書に参加費を添えて、てだこウォーク実行委員会事務局にてお申込みください。

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分
土日祝日を除く

②郵送による申込み（1月29日必着）

参加申込書に、現金書留または郵便為替（定額小為替、普通為替）による参加費を同封の上、事務局まで送付してください。また、銀行振込をご希望の方は、下記口座にお振込みください。

送付先 〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1
てだこウォーク実行委員会 行

振込先 てだこウォーク実行委員会
実行委員長 儀間光男
沖縄銀行 大平支店(普通)1512489

③電子メールによる申込み

浦添市HPより「てだこウォーク2010」にアクセスし、メールにて必要事項を記入の上、送信してください。
浦添市HPアドレス→<http://www.city.urasoe.lg.jp>
※参加費の支払い方法は②郵送による申込みを参照。

問い合わせ

てだこウォーク実行委員会(市役所7階 社会体育課)
☎098-876-1234(内線6161～6163)

平成22年1月1日から

にっぽん

日本年金機構がスタートします！

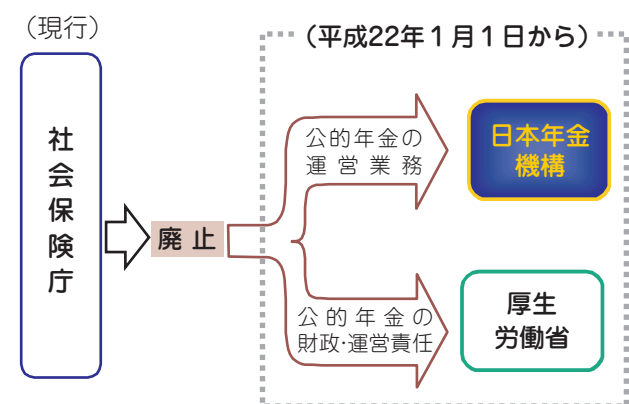
社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立されます

国民の皆様の信頼にこたえ、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新して「日本年金機構」として生まれ変わります。

○ お近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

○ 日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方に何らかの手続をしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。

○ 公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



問い合わせ 市民課国民年金係 内線3111～3115

平成23年6月1日から

「住宅用火災警報器」の設置が必要です

消防法の改正により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました

住宅用火災警報器とは、住宅における火災の発生を早期に感知し警報する警報器設備です。

「住宅火災による死者数」は建物火災による死者数の約9割に及びます。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり、あなた自身はもちろん、大切な家族の命を住宅火災から守ることにもなるのです。

警報器の設置場所は、寝室（子ども部屋を含め、普段就寝している部屋）の天井や壁に設置します。また、寝室のある階段の踊り場にも設置します。

調査員がご家庭を訪問します！

浦添市消防本部では、住宅用火災警報器の設置調査及び指導業務を市シルバー人材センターに委託しました。調査員は、市内4万世帯の内、対象となる2万世帯の1戸建住宅及びアパートなどを訪問し、警報器の有無の確認、設置義務の周知と理解を求めています。



問い合わせ 消防本部 予防課 ☎878-3982

新型インフルエンザ情報 ワクチン情報

接種の費用助成についてのお知らせ

今回の新型インフルエンザワクチン接種は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に実施されます。また、優先接種対象者のうち生活保護世帯の方及び市民税非課税世帯の方については、接種費用を助成します。

助成対象 生活保護世帯の方 市民税非課税世帯の方
助成額 接種費用を全額助成します。

優先接種対象者のうち、費用助成の対象となる方へ費用助成証明書を送付します（基礎疾患の方を除く）。

基礎疾患（慢性呼吸器疾患、心疾患など）をお持ちの方へ
かかりつけ医から事前に優先接種対象であることを確認していただき、生活保護世帯の方は保護課にて、市民税非課税世帯の方は市民税課にて費用助成証明書を発行しますので、各課窓口までお越しください。

（※被接種者の世帯員以外の方が申請される場合は、委任状が必要になります）

相談窓口 平日の午前8時30分から
午後5時15分まで
浦添市保健相談センター ☎875-2100
中央保健所（ワクチン接種専用）
☎833-8705

接種回数が対象により変わります

1回接種の対象

○健康成人 ○妊婦 ○65歳以上の方
○基礎疾患がある方（必要に応じて2回接種を行うことがあります）

2回接種の対象

○1歳から18歳までの児童

※13歳から18歳までの児童については今後変更になることがあります。

